

18 奈良時代

Point

1 律令国家の成立

701年 の制定 → 唐の律令を手本

律 … 刑罰のきまり / 令 … 政治のきまり

- ・中央（都）… 二官八省を置く
- ・地方 … 国・郡・里に分ける

には中央から貴族を派遣

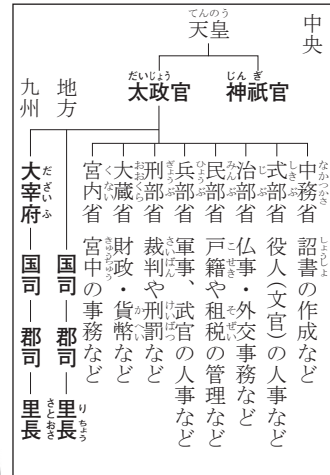
…九州の外交と防衛

708年 が発行される

和同開珎



律令国家の政治のしくみ



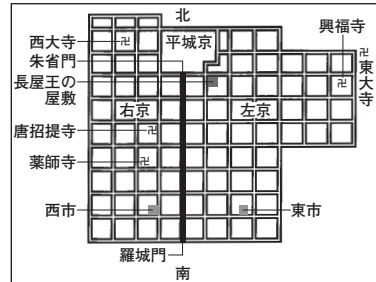
2 奈良時代の始まり

710年 がつくられる

唐の都長安を手本とした
二官八省の役所が置かれる
碁盤目状に土地を区画した

- ・都と地方を結ぶ道路が整備され、駅が設置される

平城京



3 農民のくらし

農民は、6年ごとにつくられる戸籍に、良民と賤民(奴婢など)に分けて登録された

- ・ … 戸籍をもとに、6歳以上の男女に を与え、死ぬと返させる制度

・ 税制

3	収穫した稲の約3%を納める
4	地方の特産物を納める
5	労役のかわりに麻の布を納める
出挙 (すいこ)	稲を借りて利息つきで返す
雑徭 (ぞうよう)	国司のもとで年間60日以内の労役
兵役 (へいえき)	衛士 … 1年間、都の警備 防人 … 3年間、北九州の警備

紀伊国无漏郡進上御贄磯鯛八升

防人の歌
可良己呂武 須宗尔等里都伎
奈苦古良乎 意伎豆曾伎怒也
意母奈之尔志手 (万葉集)
唐衣 裾に取りつき 泣く子らを
置きてぞ来ぬや 母なしにして
(訳) 衣の裾に取りついて泣く
子どもたちを置いてきてしまった。
私の子どもには母親もいないのに。

← 木簡 (調の荷札)

鉄製農具が普及し、稲の収穫量が増える一方で、自然災害により荒れた田が増加

↓
人口増加 } → 口分田の不足 = 租の収入が不足
農民の逃亡 }
723年 さんぜいっしん 三世一身の法の制定
743年 の制定
内容 … 新たに開墾した土地の永久私有を認める

農民のくらし

貧窮問答歌
山地は広いというが、わたしに
とつては狭くなったのか、日月は
明るいというがわたしのためには
照つてくださらないのか、海草
のようなぼろしか着られずつづれ
そんな傾いた家のなかで、地べた
にわらをしていて父母は枕のほうに
妻や子は足のほうにねころんだ
わたしに身をよせて、なげき悲し
んでいる。ご飯をたくかまどにも
くもが巢をはってしまつた。そ
れなのに、むちを持った里長が
税を出せと戸口でわめいている
こんなにもつらいものか、この世
に生きていくことは
(二万葉集一より部分要約)

中央の貴族や寺社が、貧しい農民を使って**私有地**を広げる

→ のちに となる

4 聖武天皇の政治と天平文化

の治世、ききんや伝染病が流行する

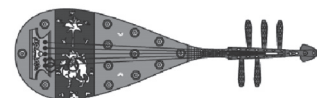
・政治

都：
→ 大仏・正倉院（聖武天皇の宝物）
地方：国分寺・国分尼寺

こんるりのつき
紺瑠璃杯



五弦琵琶



・仏教： … 何度も遭難して失明しても来日し、正しい仏教を伝える
→ とうしやうだいじ 唐招提寺

ぎようき 行基 … 橋や用水池などをつくる社会事業をしながら、仏教を広めて歩く

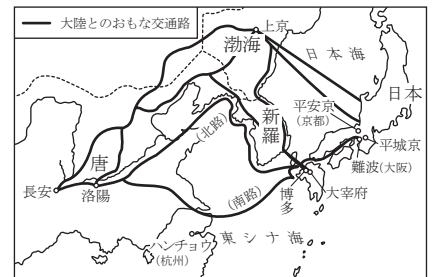
・ … 仏教と唐の文化の影響を強く受けた国際的な文化
↑ 奈良時代に遣唐使が6回派遣される

・ … 神話や国の成り立ち

… 日本最古の和歌集

かきのもとのひとまろ おおとものやかもち
→ 柿本人麻呂・大伴家持がまとめる
歌人や農民、防人がつくった和歌など
ふどき 風土記 … 地方の自然・産物・でんしやう 伝承

遣唐使の航路



右の年表を見て、次の問いに答えよ。

- (1) 年表中の (A) に入る律令政治のもとになる法律を何というか。

年代	主なできごと
701	(A) が制定される
710	平城京に都が移される…………… B
723	三世一身法が制定される
743	(C) が制定される
752	東大寺の大仏が完成する…………… D

- (2) 年表中 B の時代の農民についてまとめた下の文章を読んで、①～④の問いに答えよ。

戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に (a) が与えられ、その人が死ぬと国に返す制度になっていた。人々は税を負担したが、その他にも雑徭や兵役の義務も課せられた。

- ① このしくみを何というか。

- ② 文章中の (a) にあてはまる語句を書け。

- ③ 当時の農民が負担していた下線部についてまとめた資料1の ア～ウ にあてはまる語句を書け。

資料1

税の種類	正丁 (21～60歳の男子)	次丁 (61歳以上の男子)	中男 (17～20歳の男子)	女
ア	稲 (収穫量の3%)	正丁と同じ	正丁と同じ	正丁と同じ
イ	絹, 糸, 真綿などの特産物	正丁の2分の1	正丁の4分の1	正丁の4分の1
ウ	布 (労役のかわり)	正丁の2分の1	なし	なし
雑徭	地方での労役	正丁の2分の1	正丁の4分の1	正丁の4分の1

ア

イ

ウ

- ④ 資料2を見ると、21歳以上の男女比が不自然である。この理由を、資料1から読み取って書け。

資料2

	20歳以下	21～60歳	61歳以上	合計
男性	23人	27人	19人	69人
女性	21人	151人	198人	370人

- (3) 資料3は、年表中 (C) の法令の一部である。この法令を何というか。

 法

資料3

聞くところでは、養老7(723)年の規定では、墾田は期限を終われば、他の土地と同様に国に納められることになっている。しかし、このため農民は意欲を失い、せっかく土地を開墾しても、また荒れてしまう。今後は私有することを認め、期限を設けることなく永久に国に納めなくてもよい。

- (4) 年表中 D について、①・②の問いに答えよ。

- ① この大仏をつくることを命じた天皇はだれか。

 天皇

- ② ①の人物が、都に東大寺を、地方には国分寺や国分尼寺をつくった目的は何か。

(1) 政治や税のしくみなどを整えるために、701年に制定された法令を何というか。

(2) 地方の国を治めるために、中央から派遣された役人を何というか。

(3) 710年に奈良につくられた都を何というか。

(4) 6年ごとに戸籍をつくり、6歳以上のすべての男女に口分田を与え、死ねば国に返させることを定めた制度を何というか。

(5) 公地公民とはどのような制度か。簡単に書け。

(6) 税として定められたものを3つ書け。

(7) 743年に出された、新しく開墾した土地は、永久に私有できるという法令を何というか。

(8) 仏教の力で国を守るために国ごとに国分寺や国分尼寺を建て、東大寺大仏をつくった天皇はだれか。